

広島県告示第二百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県山県郡安芸太田町大字上殿地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長田川（二二九九）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	長田川（二二九九）	土石流
地獄谷川（一四〇）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	地獄谷川（一四〇）	土石流
奥ノ谷川（一四一）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	奥ノ谷川（一四一）	土石流
御鉢谷川（一四二）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	御鉢谷川（一四二）	土石流
学校谷川（一四三）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	学校谷川（一四三）	土石流
唐谷川（二四四）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	唐谷川（二四四）	土石流
青ヶ迫川 a（一四五 a）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	青ヶ迫川 a（一四五 a）	土石流
青ヶ迫川 b（一四五 b）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	青ヶ迫川 b（一四五 b）	土石流
青ヶ迫川 c（一四五 c）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	青ヶ迫川 c（一四五 c）	土石流
青ヶ迫川隣（二四五隣）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	青ヶ迫川隣（二四五隣）	土石流

区域の表示及び法規  
 定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項

杉谷川（二四六）	土石流	次の図のとおり	杉谷川（二四六）	土石流	次の図のとおり
長尾谷川（一四七）	土石流	次の図のとおり	長尾谷川（一四七）	土石流	次の図のとおり
江良原谷川（二四八）	土石流	次の図のとおり	江良原谷川（二四八）	土石流	次の図のとおり
長田川（五六二四）	土石流	次の図のとおり	長田川（五六二四）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。